

**付帯メニュー定義書**  
**【ガス・電気とのセット割】**

**渋川ガス株式会社**

**2019年10月1日**

## 目次

1	実施期日 .....	3
2	定義.....	3
3	適用条件 .....	3
4	割引内容.....	4
5	日割計算時の割引内容.....	4
6	適用期間 .....	4
7	適用廃止 .....	4
8	ガス・電気とのセット割の定義書の変更および廃止 .....	5
	付則 .....	6

付帯メニュー定義書【ガス・電気とのセット割】（以下「ガス・電気とのセット割の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書（ずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気とのセット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「ガス・電気とのセット割」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

## 1 実施期日

ガス・電気とのセット割の定義書は、2019 年 10 月 1 日より実施します。

## 2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書（ずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3）に定義される言葉は、ガス・電気とのセット割の定義書においても同様の意味で使用します。

## 3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気とのセット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者でありずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3 のいずれかの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、かつ、当社の都市ガスまたは簡易ガス需給に関する約款または LP ガス通知書（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社のガスを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満であること。ただし、当社が電気の契約の申し込みとガスの申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- ② お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、一般ガス供給約款または簡易ガス供給約款 12(工事の実施)(7)または LP ガス通知書によるものとします。

- ③ ガスの契約のより計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

#### 4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金（1か月に間まったく電気を使用しない時、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額）から毎月 275 円（消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。）を割引きます。

#### 5 日割計算時の割引内容

電気需給約款 18（日割計算）(1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

$$4(\text{割引内容})\text{記載の割引金額} \times (\text{日割対象日数} \div 30)$$

#### 6 適用期間

- (1) ガス・電気とのセット割の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気とのセット割が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) ガス・電気とのセット割の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気とのセット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

#### 7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気とのセット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合

電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）または 32（当社からの電気需給契約の解約等）による解約日

- (2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

ただし、以下のいずれかの場合は(1)で定める解約日とします。

① 当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合

② 当該事由が3(適用条件)を満たすガスの契約の使用が廃止であり、当該ガスの使用廃止の申し出の際に、電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)にもとづき電気の契約を解約する旨および解約希望日を申し出ていただき、かつ当該ガスの使用廃止日から当該電気の解約日までの日数が30日未満である場合

## **8 ガス・電気とのセット割の定義書の変更および廃止**

(1) 当社は、ガス・電気とのセット割の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2) 当社は、ガス・電気とのセット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) ガス・電気とのセット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

# 付則

## 1 ガス・電気とのセット割の定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに計量等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、原則、消費税率8パーセントとし、本定義書の変更前の付帯メニユー定義書【ガス・電気とのセット割】(2016年10月1日実施)に定める料金表により算定します。